

東京都北区サッカー協会シニア委員会運営規約細則

- 第1条 落雷、降雨量等により、リーグ戦の実施が危ぶまれる場合は、当日の試合管理者(グラウンド管理者)に確認すること。
また、当日の試合管理者は当該チームへ通知、連絡するものとする。
尚、当日第一試合については、時程等の関係上現地判断になる場合がある。
- 第2条 試合途中に不慮の事故(降雨、降雪、落雷、日没、重傷者の発生)が起きた場合には、その試合の続行、打ち切り、短縮等の決定は当該試合の試合管理者と主審の協議に基づき、試合管理者が決定する。
また、試合管理者は速やかに、リーグ運営担当常任委員及び運営委員会にその経緯について報告しなければならない。
尚、当該試合が打ち切り、短縮された場合の試合成立については、シニア委員会規約第11条に定める役員にて協議の上、決定する。
- 第3条 試合管理者はリーグ運営担当常任委員から指名を受け、当該試合の試合管理を行う。
- 第4条 試合管理者の主たる任務は以下のとおりとする。
1) 試合出場登録選手の精査・確認、体調確認等の選手管理
2) 試合会場、試合用具の点検、管理
3) 試合時間、運営管理
4) 試合の安全管理
5) 本委員会規約、同運営細則及び競技規則の適正な施行
6) 当該試合担当主審との事前確認、連携、協力
6) リーグ運営担当常任委員へ当該試合結果等を報告する
7) 当該試合の第4の審判を兼務し、主審・副審を支援する
8) その他試合施行に必要な事項
- 第5条 その他本会規約、本細則に記載の無い事項、案件については、運営委員会の決定を尊重するものとする。

本規約細則は平成28年4月1日より施行し、適用する。

以 上